

令和4年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書の記入要領



所轄税務署長等 甲府 税務署長 市区町村長	給与の支払者の名称(氏名) 国立大学法人山梨大学 ※この申告書の提出を受けた給与の支払者が記載してください。	(フリガナ) あなたの氏名 ヤマシ タロウ 山梨 太郎	あなたの生年月日 昭和 37 年 3 月 20 日	世帯主の氏名 山梨 太郎	あなたとの続柄 本人	配偶者の有無 有	従たる給与についての扶養控除等申告書の提出 提出している場合には、○印を付けてください。
	給与の支払者の法人(個人)番号 9 0 9 0 0 0 5 0 0 1 6 7 0	あなたの個人番号 個人番号の記入不要					
	給与の支払者の所在地(住所) 山梨県甲府市武田4-4-37	あなたの住所又は居所 山梨県中央市下河東1110					

あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	(フリガナ) 氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	所得の見積額	住所又は居所	異動月日及び事由	
2 源泉控除対象配偶者(注1)	ヤマシ マサミ 山梨 正美	個人番号の記入不要		昭和 40 . 11 . 7	250,000 円	山梨県中央市下河東1110	非居住者である親族がいる場合のみ	
3 控除対象扶養親族(16歳以上)(平19.1.1以前生)	ヤマシ イチロウ 山梨 一郎	個人番号の記入不要	長男	昭和 10 . 2 . 4	0 円	北海道札幌市 北区北31条西7丁目3-1	国内に住所を有せず、かつ現在まで引き続いて1年以上国内に住所を有しない親族	
	ヤマシ ハナ 山梨 はな	個人番号の記入不要	長女	昭和 14 . 3 . 30	0 円	山梨県中央市下河東1110		
	ヤマシ マモル 山梨 守	個人番号の記入不要	父	昭和 11 . 5 . 8	300,000 円	〃		
							左の障害者又は勤労学生にチェックを付けた場合、記載が必要となります。	
7 障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生	障害者	本人	同一生計配偶者(注2)	扶養親族			異動月日及び事由	
	一般の障害者			○ (1人)		山梨守 身体障害者3級 身体障害者手帳 平成21年4月10日交付		
	特別障害者			( ) (人)				
	同居特別障害者			( ) (人)				
	上の該当する項目及び欄にチェックを付け、( )内には該当する扶養親族の人数を記入してください。							
D 他の所得者が控除を受ける扶養親族等	氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	氏名	あなたとの続柄	住所又は居所	異動月日及び事由

○住民税に関する事項 (この欄は、地方税法第45条の3の3及び第317条の3の3に基づき、公的年金等の支払者を経由して市区町村長に提出する公的年金等受給者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。)

区分等	(フリガナ) 氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除対象外 国外扶養親族	令和4年中の所得の見積額	異動月日及び事由
8 16歳未満の扶養親族(平19.1.2以後生)	ヤマシ マサル 山梨 勝	個人番号の記入不要	二男	平成 19 . 10 . 15	山梨県中央市下河東1110		0	国内に住所を有しない扶養親族

- 住所  
令和4年1月1日現在で住民票のある住所を記入してください。
- 源泉控除対象配偶者  
あなた(令和4年中の所得の見積額が900万円(給与収入の場合1,095万円以下)の人)に限り、と生計を一にする配偶者(夫または妻)で令和4年中の所得の見積額が95万円以下(給与収入の場合150万円以下)の人が源泉控除対象配偶者に該当しますので記載してください。  
こちらに記載している方は、別添の配偶者控除等申告書にも記載が必要となります
- 控除対象扶養親族  
あなたと生計を一にする扶養親族で、合計所得金額が48万円(給与収入の場合103万円)以下の方をそれぞれの欄に記入してください。  
扶養親族が国外居住である場合、親族関係書類(国外居住親族が居住者の親族であることを証するもの)と送金関係書類(居住者がその年において国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を必要の都度、各人に行ったことを明らかにするもの)が必要となります。
- 特定扶養親族  
19歳以上23歳未満の扶養親族は、「特定扶養親族」欄にチェックをしてください。
- 老人控除対象配偶者又は老人扶養親族  
70歳以上の扶養親族のうち、あなた又は配偶者の直系尊属で、あなた又は配偶者と同居している扶養親族は、「同居老親等」をチェックしてください。  
同居していない場合、「その他」をチェックしてください。
- 所得の見積額  
収入額等から必要経費等を差し引いた所得金額を記入してください。  
給与収入のみで103万円以下の場合、55万円の所得控除額が認められていますので、所得=給与収入-55万円 となります。  
収入が給与収入のみの場合の給与等の収入金額と所得金額の関係は次の表のとおりです。

給与の収入金額	所得金額
所得金額調整控除の適用を受ける場合	9,000,000円
所得金額調整控除の適用を受けない場合	9,950,000円
1,500,000円	950,000円
1,030,000円	480,000円

受給者の区分	その年中の公的年金等の収入金額	所得金額
年齢65歳未満の人	1,633,334円	950,000円
	1,080,000円	480,000円
年齢65歳以上の人	2,050,000円	950,000円
	1,580,000円	480,000円

やむをえず収入額等をそのまま記入する場合は、括弧書きで(給与収入)、あるいは(年金収入)等と注記してください。  
遺族年金、障害者年金、育児休業手当金、傷病手当金は、いずれも非課税所得であり、所得に含まれません。

- 障害者、寡婦、ひとり親、勤労学生  
同一生計配偶者や扶養親族が障害者の場合は、該当する欄に○をつけ、( )内に該当する扶養親族の人数を記入してください。  
また、障害者、勤労学生に該当する場合にはその内容について「左記の内容」欄に記入してください。  
16歳未満の扶養親族で障害者等に該当する者がいる場合も、この欄の記入は必要です。記入にあたっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の(8)をお読みください。  
「障害者、勤労学生」左記の内容欄の記入もれが多く見受けられますので該当する場合には記載をお願いいたします。
- 住民税に関する事項  
令和4年12月31日時点で16歳未満の扶養親族については、この欄に記入してください。

◎ この申告書は、あなたの給与について扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。  
◎ この申告書は、源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要があります。  
◎ この申告書は、2か所以上から給与の支払を受けている場合には、そのうちの1か所しか提出することができません。  
◎ この申告書の記載に当たっては、裏面の申告書についてのご注意等をお読みください。